

区政会議におけるご意見への対応方針

※会議の中で出たご意見やご意見票等により会議外でいただいた主なご意見について、適宜要約して記載しています。会議内での詳細な発言内容については、議事録・議事要旨にてご確認ください。

会議内で回答した発言の補足や訂正がある場合はその旨の注釈を記載しています。

なお、局所管事業等、区役所の所管外となるご意見については記載していませんが、いただいたご意見は所管部局へ伝達しています。

No.	意見聴取の場			委員意見	区の回答・対応方針
	開催日	会議名	委員名		
1	R5.9.11	令和5年度第2回教育・子育て部会	梅原委員	【ヤングケアラー支援について】 虐待の場合は定義がはっきりしていますが、ヤングケアラーについては、法令上の定義がない状態で支援を進めているということですが、定義がないということは、非常に難しいことだと思います。保護者から見ると、それを「親孝行」や「うちのしつけだ」と言うこともあります。ヤングケアラーの定義を、まずきちんとしていないなかで「どう支援するのか」を考えることについては、少し疑問だと思うので、まずは「基準」のようなものをつくって、これをこどもたちに周知するというのが大事なことだと思います。	ヤングケアラーについて、こども家庭庁では「本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているこどものこと」と定義していますが、ヤングケアラーと想定される具体例を示すなど、相談窓口につながるような広報に努めてまいります。 大阪市では子どもの生活実態調査を実施し、調査項目に「排泄のお世話をしたことがあるか」等、手伝いや親孝行とは少し意味合いが違う項目を入れることにより、状況把握に努めているところです。 区役所内の子育て相談や関係機関からの情報提供などを通じてこどもの状況を把握し、こども達の負担を少しでも早く軽減できるよう、家事・育児訪問支援事業や寄り添い型相談支援事業等、今できる支援を少しずつですが進めているところです。 ※会議後に回答を補足しています